「沖縄バプテスト連盟」教会活動応援費に関する内部規程

第１条　この内部規程は宗教法人「沖縄バプテスト連盟」（以下、「連盟」という）の一般会計にある「教会活動応援費」（以下、「応援費」という）の運用条件を明確にすることを目的とする。
第２条　応援費の申請ができる教会は、当該年度の年次総会資料作成時に確認される資料において、月定献金５００万円以下の教会を基本条件とすることを原則とする。
第３条　一教会に対する応援費からの支弁額は 50,000 円を上限とする。ただし、一教会が同一年度内に複数回申請することはできない。
第４条　応援費の総支出額当該年度の予算の範囲内とする。
第５条　離島教会応援費の適用を受けている離島教会は、応援費を利用することはできない。
第６条　応援費は、教会が下記の書類を揃えて総務部会に申請する。
第７条　総務部会は前条の提出書類に基づき、その内容を十分に検討し、支弁の可否を決定する。
（１）教会活動応援費申請書(指定の申請書)
（２）活動計画書(スケジュール表、予算表等)
第８条　応援費が支弁されたにもかかわらず、教会が予定していた活動を行わず応援費が使われなかったか、または別の目的のために使われたことが明らかになった場合には、連盟は教会に対し全額返金を求めることができる。

附則
この規程は、2017 年 6 月 27 日より施行する。
この規程は、2022 年 11 月 11 日より改定し施行する。